

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	農協改革をめぐる情勢・・・・・・・・・・	1
II	T P P をめぐる情勢・・・・・・・・・・	4
III	平成29年度予算、平成28年度2次補正予算・・・・・・・・	5
IV	都市農業振興に向けたJ A グループの対応・・・・・・・・	16

今月号のあらまし

I 農協改革をめぐる情勢

農水省は、改正農協法附則や監督指針に基づき、自己改革に関する農業者向けの調査を、7月末より開始した。8月20日頃までに認定農業者等へ配布、9月30日が締切とされている。営農経済事業や役員構成等の見直しに関する取組状況が調査内容となっている。

II TPPをめぐる情勢

米国議会下院ライアン議長は、8月4日、米国メディアでのインタビューで、次期大統領候補が、共にTPP反対の立場を示しているため、オバマ大統領任期中のTPP承認について、「十分な賛成票が得られない」との認識を示した。

一方、国内では、TPP審議は10月中旬に衆議院TPP特別委員会で再開される予定で、政府は11月8日の米国大統領選までに衆院を通過させたい意向と一部で報道されている。

III 平成29年度予算、平成28年度2次補正予算

8月2日、平成29年度予算概算要求基準を閣議了解した。歳出の上限は4年連続で設けないこととなり、概算要求の総額は3年連続で100兆円を超える公算が大きいとされる。看板政策の「1億総活躍プラン」や成長戦略などに重点配分するため、4兆円規模の特別枠を設け要求を受け付ける。

また、同日、「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。同経済対策のうち農業関係については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向けた政府・自民党の検討内容が一部反映された。経済対策の閣議決定を受け、政府は28年度第2次補正予算の編成作業に着手している。

なお、農水省は、10日、自民党の農林関係合同会議に、平成29年度農林水産関係予算概算要求の主要事項案と平成28年度第2次農林水産関係補正予算の概要案を提示している。

IV 都市農業振興に向けたJAグループの対応

「都市農業振興に向けたJAグループの基本的考え方」が、組織討議を経て、8月10日の全中理事会で決定された。

JAグループでは、年末の税制改正への反映をめざし、固定資産税の負担を減らす制度の創設などを国に要望していく。

I 農協改革をめぐる情勢

— 自己改革に関する農業者向けの調査始まる —

1. 自己改革に関する調査について

- 改正農協法附則や監督指針に基づき、農水省は、自己改革に関する農業者向けの調査を、7月末より開始する。8月20日頃までに認定農業者等へ配布、9月30日が締切とされている。本県では500名が対象となる。

【調査内容】

- ・(あなたのJAは)農協改革を契機に、農産物販売事業、役員の選び方等について、担い手農業者との徹底した話し合いを進めているか
- ・農協改革を契機に、農産物販売事業の見直しを進めているか
- ・農協改革を契機に、生産資材購買事業の見直しを進めているか
- ・農協改革を契機に、理事の選出方法等の変更を行おうとしているか
- ・担い手を理事に登用することについて、どのような状況か

2. 資材価格の引き下げについて

- 全農は8月15日、生産資材価格を引き下げる取り組みの第1弾として、韓国産肥料を一括輸入すると発表した。大規模農家を想定し、コンテナごとの20トン単位で受注し、港湾から直送することで国産同成分の肥料と比べ3～4割程度安くなるとしている。

3. 政府の動向

- 8月3日、第3次安倍第2次改造内閣が発足した。麻生太郎副総理・財務大臣をはじめ主要閣僚8人が留任したものの、初入閣をふくめ11人が新たに入閣した。
- 農林水産大臣には、山本有二元金融担当大臣（衆・高知）が就任した。また、地方創生担当・規制改革担当大臣には、山本幸三元経済産業副大臣（衆・福岡）が就任した。
- 安倍総理は組閣後の記者会見において、「農政改革は待ったなし」とした上で、「生産から流通、加工まで、あらゆる面での構造改革を断行しなければならない」と述べ、「改革派の山本有二農水大臣にそのかじ取り役を担ってもらおう」とし、秋に向けて、より一層の農政改革に取り組む意欲を示した。

- 3日に行われた山本農水大臣就任会見の要旨は以下の通り。

【山本農水大臣就任会見要旨】

＜農産物輸出＞

- ・日本の農業の輸出競争力を育て上げることができれば、相当なGDPの成長が期待できる。課題は厚生労働省との衛生証明などの輸出手続きの調整。

＜指定生乳団体の廃止＞

- ・今のところ存続を基本に考えていくことが大事なかなと思っている。

＜農林中金＞

- ・自民党の小泉農林部会長について大枠において、間違いないと捉えているが、農林中金に対しては懐疑的。どこを疑問視しているか話し合いをしたい。

＜農協改革＞

- ・一般論として、改正農協法が4月から施行され、大体政府の考え方で、これ以上の法案か、何かしていくというつもりはないはず。
- ・かつて郵政改革で言われたように、田舎の中山間の非採算的なところの金融機関がなくなるような、大手銀行と同じような一律的な効率化は農協ではない気がする。
- ・生産農家の味方をし、かつ、それ以外の方々にも農協のメリットを出すという存在はユニバーサルサービスにつながるし、農業への信頼につながる。

＜米政策の見直し＞

- ・30年産からの見直しの方向付けはもう決まっているので、とやかく言うつもりはない。
- ・飼料用米については支援を続ける合意を財務省としている。

＜TPP国会審議＞

- ・交渉を担当していないので、不安ばかり。国会決議に基づき、概ね合意ができているという評価をしている。全力を挙げて承認に向けて努力していきたい。

＜生産資材価格の引き下げ＞

- ・JAとメーカー、互いが工夫して資材価格を低減させていくという考え方は筋。ただ、どこまでもゼロに近づくわけにはいかず、別の問題があるのでは。IoT等インフラ整備を含め、産業界と経団連とさらに工夫をしていく必要がある。

- 山本規制改革担当大臣は、15日の閣議後会見で、7月末に設置期限を迎えた規制改革会議の後継組織について、月内にも初会合を開き、発足させたい意向を示した。人選についての発言の中で、「従来以上に規制改革をしっかりとっていく必要があり、それに適当な方をお願いしたい」と強調した。

4. 与党の動向

- 自民党は、8月中に党内の調査会・部会人事等を行う予定だが、農林部会長には小泉進次郎氏を留任させる方針を固めたとしている。
- 参院選により中断していた小泉氏を委員長とする農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム(PT)は9月に再始動し、資材価格の引き下げ等の議論について、11月中に結論を出す予定である。

- なお、小泉氏は7月26日、中野全農会長と佐賀市を訪問中に「全農改革が本丸。組織の在り方を含めて避けられない。」と述べている。

5. 国会の動向

- 秋の臨時国会は9月15日に民進党の代表選挙が行われることから、召集時期を9月下旬で調整していると報道されている。

6. JAグループの動向

- 8月2日、奥野全中会長と榊原経団連会長らが東京都内で懇談会を開き、奥野全中会長は「できる限り農業をなりわいから産業化していく」との考えを強調した。榊原経団連会長も「経済界の技術や経験を提供し、農業の生産性向上、輸出拡大、物流効率化などに貢献したい」と応じた。
- 5日、奥野全中会長、中野全農会長、河野農林中金理事長らが山本農水大臣を表敬訪問した。山本農水大臣はJAグループと積極的に意見交換していく考えを示すとともに、「TPPに対する心配を取り除きたい」との考えも強調した。

【政府・与党の今後の主なスケジュール（想定）】

8月	31日	平成29年度概算要求締切日	
	24日	第2次補正予算案の閣議決定	
9月	4、5日	G20首脳会議（中国）	自民党・骨太方針策定 PT再開
	中下旬	国連総会（米国・ニューヨーク）	
	下旬	第192回臨時国会召集 ・TPP承認案、関連対策の検討	
秋頃		「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂	
11月	8日	米国大統領選	
年末		平成29年度農業関係予算案の決定	

Ⅱ TPPをめぐる情勢

— 米国オバマ大統領任期中のTPP承認は困難に —

1. 米国の動向

- 共和党で大統領候補に指名されたトランプ氏は、7月21日、オハイオ州の同党全国大会で指名受諾演説を行い、TPPについて「製造業を壊滅させる」とし、「労働者を傷つけ、自由と独立を脅かす、いかなる貿易協定にも署名しないと誓う」と述べ、これまでの反対姿勢を一段と強めた。
- 民主党で大統領候補に指名されたクリントン氏は、28日、ペンシルバニア州での同党全国大会で指名受諾演説を行い、貿易政策では「不公正な貿易協定に反対する」としたが、TPPについては直接触れなかったため、一部報道では大統領になれば賛成に転じる余地を残したとの見方もされていた。
- しかし、クリントン氏は、8月11日、ミシガン州の演説でTPPについて、「選挙後も大統領として反対する」と述べた。背景には、トランプ氏が8日のデトロイト市での演説で、「クリントンへ投票することは、TPPのために投票することだ」などと述べたこと、3月の民主党候補者選びの際、クリントン氏がミシガン州でサンダース氏に敗れていたこともあると考えられる。
- 次期大統領候補が、共にTPP反対の立場を示しているため、議会でもTPP反対の声が広がっているとの読みから、米国議会下院のライアン議長は4日、米国メディアでのインタビューで、オバマ大統領が来年1月までの任期中にTPPの承認を得ようとしても「十分な賛成票が得られない」との認識を示した。

2. 国内の動向

- 秋の臨時国会において、中断していた「TPP承認案ならびに関連法案」の審議が再開されると見られている。先の参議院選挙で民進党など野党4党がTPP協定反対の公約を掲げ選挙戦を戦ったことから、引き続き、国会審議においても対決姿勢で臨むことが予想される。
- 一部報道によると、TPP審議は10月中旬に衆議院TPP特別委員会で再開される予定で、政府は11月8日の米国大統領選までに衆院を通過させたい意向である。また、政府関係者は「日本が国会承認を終えることで発効に向けた機運を高め、再交渉の余地を与えない」と述べたとされている。

Ⅲ 平成２９年度予算、平成２８年度２次補正予算

— 平成２９年度予算概算要求基準、経済対策閣議決定 —

１．平成２９年度農業関係予算

- 政府は８月２日、平成２９年度予算編成で各省庁が予算要求する際のルールとなる概算要求基準（シーリング）を閣議了解した。歳出の上限は４年連続で設けないこととなり、概算要求の総額は３年連続で１００兆円を超える公算が大きいとされる。（概要は別紙１の通り）
- 年金や医療などの社会保障関係費は、平成２８年度当初予算（３０．６兆円）に、高齢化等に伴う自然増６，４００億円を加えた範囲内で要求を認めた。
- 公共事業費など政策的な判断で伸縮できる経費である、「裁量的経費」は、２８年度（１４．８兆円）より１０％少ない「要望基礎額」まで要求額を抑える。
- 一方、昨年度に引き続き、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設置する。看板政策の「１億総活躍プラン」や成長戦略などに重点配分するため、「要望基礎額」の３０％を特別枠（４兆円規模）として要望を受け付ける。
- 地方交付税交付金については、「骨太の方針２０１５」に盛り込まれている「経済・財政再生計画」との整合性に留意して要求することを求めている。
- 支出することが制度的に義務づけられている経費である、「義務的経費」については、前年度とほぼ同額（１２．４兆円）となっている。
- 予算編成過程における検討事項として、①民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果の高いもの、②緊急性の高いもの、③規制改革と一体として講じるもの、を重視することが掲げられた。
- 農水省は１０日、自民党の農林関係合同会議に、概算要求に盛り込む主要事項案を提示した。農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化や、土地改良事業など生産基盤の整備、輸出力の強化といった施策が主たるものとされている。水田フル活用の一環として、野菜など高収益型の作物への転換を促す施策も盛り込まれている。
（平成２９年度農林水産関係予算概算要求の主要事項（案）は別紙２の通り）
- 各省庁からの予算要求は８月末で締め切り、財務省の査定を経て、１２月末に予算案が決定される。

2. 平成28年度第2次補正予算

- 政府は8月2日に、「未来への投資を実現する経済対策（以下、「経済対策」）」を閣議決定した。経済対策では、事業規模を28.1兆円としたうえで、①一億総活躍社会の実現の加速、②21世紀型のインフラ整備、③英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援、④熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化、が重点とされた。
- 経済対策のうち農業関係については、主に「21世紀型のインフラ整備」として「農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化」を目的としたインフラ整備等をハード・ソフト両面から進めることとされる。また、TPP関連対策12項目の具体化として、今秋に想定される「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向けて政府・自民党が検討してきた内容が一部反映された。

【経済対策のうち農業関係に係る主な内容】

①農林水産物の輸出促進

輸出額の平成31年1兆円を達成に向けて、インフラ整備等をハード・ソフト両面から計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム（仮称）」を年内目途に策定する。

- ・ハード面：輸出基地・輸出対応型施設（加工施設・市場）等
- ・ソフト面：輸出関連手続、サポート体制の強化、ファンドによる支援等

②農林水産業の競争力強化

i) 画期的なイノベーション、中山間地域のインフラ整備等の加速、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策の着実な実施

- ・ハード面：農地の大区画化・汎用化の推進等
- ・ソフト面：戦略的技術開発、中山間地域における高収益化の推進、農業経営塾の地方展開、水田農業の収益力向上等

ii) 生産コストの削減と農産物の有利な条件での販売の実現のため、『農林水産業競争力強化プログラム（仮称）』を年内目途に策定する。

- ・生産資材価格の引下げ及び流通加工構造の改革、土地改良制度の見直し、原料原産地表示の導入等に全力をあげる。

- 経済対策の閣議決定を受け、政府は28年度第2次補正予算の編成作業に着手しており、28年度は一般会計から4兆円の追加歳出を行う補正予算を編成するとしている。なお、一部では4兆円のうち3兆円を建設国債の発行で手当てすると報道されており、公共事業分野への重点配分となる可能性がある。
- 農水省は10日、自民党の農林関係合同会議に、平成28年度第2次補正予算の概要案を提示した。経済対策の内容を盛り込み、TPP発効を見据え、輸出力の強化や中山間地域の所得向上、TPP対策の着実な実施などが主たるものとされている。（平成28年度第2次農林水産関係補正予算の概要（案）は別紙3の通り）

平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

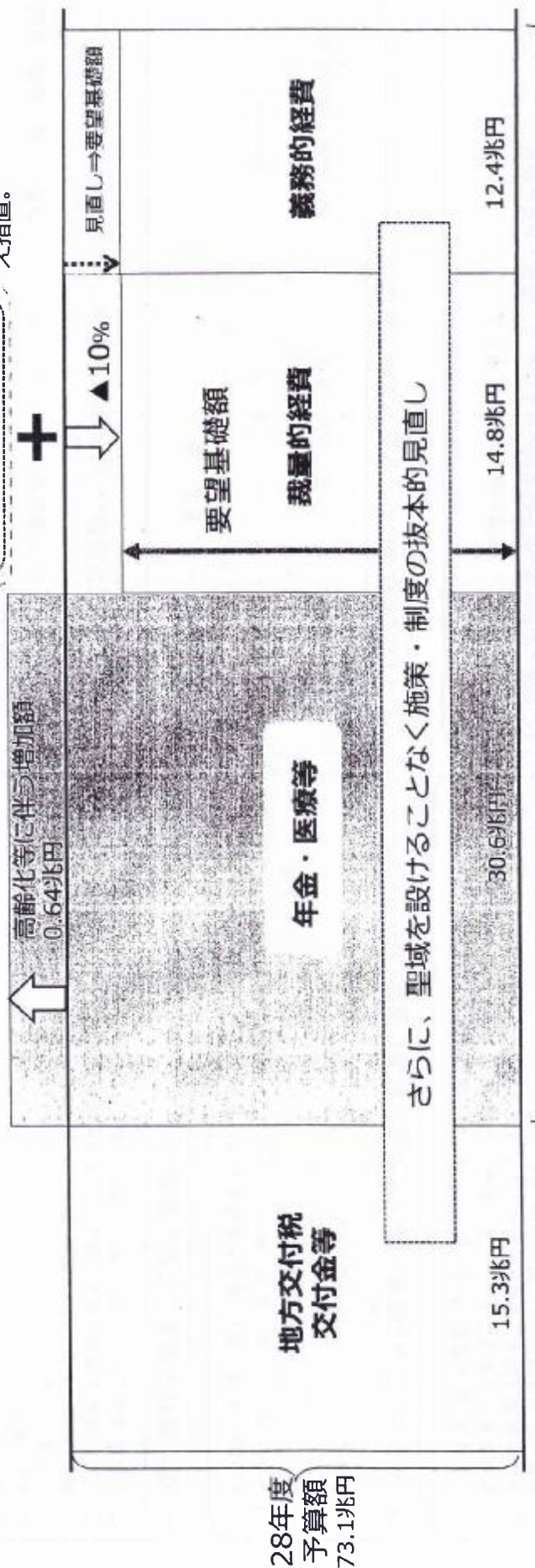
要望(要望基礎額の30%)

一億総活躍社会の実現に向けた施策を含め、骨太の方針、日本再興戦略等を踏まえた諸課題について要望。

「経済・財政再生計画」における一般歳出の水準の目安を踏まえ措置。

新しい日本のための
優先課題推進枠

(要求とともに要望を行い、
予算編成過程において検討)



一億総活躍社会の実現に向けた施策

「経済財政再生計画の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ施策の充実を検討」、
「アベノミクスの成果も活用しつつ取組を推進」との方針を踏まえ、予算編成過程で検討。

- ※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成28年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
- ※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

平成29年度農林水産関係予算概算要求の主要事項(案)

別紙2

農林水産業の成長産業化と美しく活力ある農山漁村を実現するため、次に掲げる政策を具体化する予算を要求するとともに、「総合的なTPP関連政策大綱」に掲げる検討の継続項目を本年秋を目前に具体化することにより、農政新時代を切り拓く。

担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化
- 農地中間管理機構と連携した農地の大区画化の推進
- 農業委員及び推進委員による農地利用の最適化
- 法人経営、集落営農、新規就農など多様な担い手の育成・確保 等

水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- 飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化
- 水田の畑地化・汎用化の推進
- 水田における野菜等高収益型農業への転換、次世代施設園芸の普及加速化
- 経営所得安定対策の着実な実施
- 収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備 等

強い農林水産業のための基盤づくり

- 農林水産業の競争力強化・国土強靱化に資する農林水産基礎整備の着実な展開
- 攻めの農林水産業に資する農林水産関係施設の整備の推進
- 畜産・酪農の競争力強化(畜産・酪農経営安定対策の実施、放牧の推進など自給飼料の生産拡大等)
- 野菜、果樹、茶、甘味資源作物、花きなど品目毎の生産振興対策の実施
- 農林水産分野におけるイノベーションの推進 等

農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

- 輸出に取り組む事業者へのサポート体制の強化
- 地理的表示、植物品種保護など知的財産の保護・活用
- 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化
- 輸出先国規制に応じた産地の取組への支援、輸出検査協議の迅速化に向けた対応
- 食文化の継承に向けた食育の推進、国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減
- 農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用等による6次産業化の推進 等

食の安全・消費者の信頼確保

- 国内での病害虫や伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の推進
- 畜水産分野における薬剤耐性対策の推進 等

人口減少社会における農山漁村の活性化

- 日本型直接支払による多面的機能の発揮に向けた地域活動や営農活動の推進
- インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊の推進、農福連携、定住・交流の促進等による中山間地域をはじめとする農山漁村の振興、都市農業の機能発揮
- 木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進
- 鳥獣被害防止対策の推進 等

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- 川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、重点的に育成
- 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給の実現
- 林地台帳の整備などによる施業集約化の加速化、人材の育成・確保
- CLT(直交集成板)、セルロースナノファイバー等の新たな製品・技術の開発・普及の加速化
- クリーンウッド法の施行に伴う合法木材の利用促進対策、花粉発生源対策の推進
- 地球温暖化防止に向けた森林整備と多面的機能発揮対策の推進、国有林を活用した観光資源の創出
- 自然災害に対する山地防災力の強化 等

平成28年度第2次農林水産関係補正予算の概要（案）

1 農林水産業の輸出力の強化

（1）輸出に取り組む民間事業者への支援

○ 国内外での輸出拠点の整備＜一部公共＞

- ・ 空港・港湾に近い卸売市場の活用（コンテナヤードの整備等）、海外における産直市場的施設の設置など生産者による直接輸出の取組の促進、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設（HACCP対応施設、CA（環境制御型）貯蔵施設等）の整備等を支援

※ これに加えて、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による支援も充実

（2）輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援

① 輸出拡大のためのサポート体制の充実

- ・ 海外市場に関する情報等のJETROへの一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化、海外において小売店・外食に対して国産農林水産物の需要の掘り起こしを行う体制の強化、海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信等を支援

② 政府が主体的に行う輸出環境の整備

- ・ 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進、植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進等を支援

2 中山間地域の農業所得の向上

① 中山間地域所得向上支援対策＜一部公共＞

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

② CLT利用促進総合対策

- ・ CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援

3 農林水産分野におけるイノベーションの推進

① 熟練農業者のノウハウの「見える化」

- ・ 人工知能（ＡＩ）等の最新技術を活用して、熟練農業者のノウハウを未経験者が短期間で身に付けられるシステム等の構築を支援

② 研究成果の「見える化」

- ・ 大学、国・都道府県の試験研究機関が持つ研究成果や研究者の情報を体系的に整理するとともに、その情報を公開

③ 目標を明確にした戦略的技術開発

- ・ 明確な開発目標の下、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで行う、農林漁業者への実装までを視野に入れた技術開発を支援

4 「ＴＰＰ関連政策大綱」の着実な実施

（１）次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

① 担い手確保・経営強化支援事業

- ・ 意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援

② 担い手経営発展支援金融対策

- ・ 攻めの経営展開に取り組む意欲ある農業者を金融面から支援するため、スーパーＬ資金の実質無利子化枠を拡大するとともに、実質無担保・無保証人化を措置

③ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進＜公共＞

- ・ 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を支援

④ 中山間地域所得向上支援対策＜一部公共＞（再掲）

⑤ 農業経営塾の展開支援

- ・ 地方において、農業者が営農しながら体系的に経営を学ぶことができる農業経営塾の開講準備を支援

（２）国際競争力のある産地イノベーションの促進

① 産地パワーアップ事業

- ・ 営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援

② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進＜公共＞

- ・ 高収益作物への転換を促すため、水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等を支援

③ 農林水産分野におけるイノベーションの推進（再掲）

④ 加工施設再編等緊急対策事業

- ・ 加工施設の再編等を支援

（３）畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援

② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進＜公共＞

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

③ 畜産・酪農生産力強化対策事業

- ・ 和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援するとともに、受胎率の向上や分娩事故の防止等により後継牛を効率的に生産するため、地域全体のサポート体制の構築（技術力向上、飼養管理情報の共有等）をモデル的に支援

④ 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

- ・ 難防除雑草の駆除による草地改良を支援。また、国産粗飼料の広域流通体制の構築、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧の推進を支援

⑤ 畜産経営体質強化資金対策事業

- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭に必要な資金の借入れに係る保証料を免除

（４）高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓

○ 農林水産業の輸出力の強化（再掲）

(5) 合板・製材の国際競争力の強化

① 合板・製材生産性強化対策

- ・ 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援

② CLT利用促進総合対策（再掲）

③ 「クリーンウッド」利用推進事業

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の施行（平成29年5月予定）に向けた木材関連事業者の登録実施体制の整備及び海外における木材流通や関係法令に関する情報収集を実施

(6) 消費者との連携強化

○ 国産農林水産物・食品への理解増進事業

- ・ 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発を支援

(7) 生産資材価格の見える化等

- ・ 農業者が生産資材（肥料、飼料、農薬等）の価格情報や卸売市場における価格・委託手数料等を比較・選択することができる環境を整備

5 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策の着実な実施

(1) 生産振興・鳥獣被害防止対策

① 水田活用の直接支払交付金（平成28年度特別交付金）

- ・ 高収益作物の作付面積を拡大する計画を策定した地域における高収益作物の生産等を支援

※ 戦略作物助成等の拡大についても、水田活用の直接支払交付金全体として対応

② 甘味資源作物の安定生産支援

- ・ 甘味資源作物について、土づくりや優良品種への転換、農業機械のリース導入等を支援するとともに、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止のための洗浄施設の整備を支援

③ 農業農村整備事業＜公共＞

- ・ 担い手への農地集積等を進めるため、畦畔除去による区画拡大等、迅速かつ機動的に実施できる基盤整備を推進

④ 農地耕作条件改善事業

- ・ 農地中間管理機構による農地集積や高収益作物の導入等を行う、意欲のある地区において、区画拡大、暗渠排水等の基盤整備を推進するとともに、高収益作物の導入を支援

⑤ 農地情報公開システムデータ整備

- ・ 農地情報公開システムを早期に本格稼働させるため、農業委員会が有する農地情報の同システムへのデータ変換・移行を支援

⑥ 鳥獣被害防止対策

- ・ 野生鳥獣の緊急捕獲を支援するとともに、シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的な捕獲等を実施

（２）林業の成長産業化

① 森林整備事業＜公共＞

- ・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進

② 地域材利用拡大緊急対策事業

- ・ 住宅分野等における地域材の利用促進や新たな製品・技術の開発・普及の加速化、ＩＣＴを活用した木材の効率的な輸送モデルの構築等を支援

６ 経済リスクに備えた資金繰り支援

○ 農林漁業セーフティネット資金の拡充

- ・ 農林漁業セーフティネット資金について、特別枠を設定するとともに、貸付当初５年間の実質無利子化を措置

７ 熊本地震からの復旧・復興

① 災害復旧等事業＜公共＞

- ・ 熊本地震の被害に係る農地・林道・漁港等の災害復旧等事業を早期に実施

② 被災農業者向け経営体育成支援事業

- ・ 農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援

③ 強い農業づくり交付金

- ・ 被害を受けた産地において、共同利用施設の整備等を支援

④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- ・ 被害を受けた産地において、畜産クラスターの仕組みを活用した機械のリース導入、施設整備等を支援

⑤ 熊本地震木材加工流通施設復旧対策事業

- ・ 被災した木材加工流通施設の撤去・復旧・整備を支援

⑥ 治山事業＜公共＞

- ・ 崩壊地の拡大等のおそれが高い山地の復旧を実施

⑦ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

- ・ 被災した農林水産業共同利用施設の復旧を支援

⑧ 国立研究開発法人森林総合研究所災害復旧事業

- ・ 被災した研究施設・設備の復旧・修理等を実施

8 防災・安全対策の加速

① 農業農村整備事業＜公共＞

- ・ 農業水利施設の洪水被害防止対策や耐震化対策等を推進

② 治山事業＜公共＞

- ・ 全国の活断層周辺や山地災害危険地区等において荒廃山地の復旧や予防治山対策等を推進

③ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設の整備等を支援

④ 災害復旧等事業＜公共＞

- ・ 大雨等の被害に係る農地・林道・漁港等の災害復旧等事業を早期に実施

⑤ 重要病害虫緊急防除対策事業

- ・ ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・根絶を図る対策を推進

Ⅳ 都市農業振興に向けたＪＡグループの対応

— 全中が「都市農業振興に向けたＪＡグループの基本的考え方」を決定 —

１．政府の取組みについて

- 昨年４月の「都市農業振興基本法」の成立を受け、農林水産省・国土交通省は、都市農業振興の具体的な方向性を定めた「都市農業振興基本計画（以下「基本計画」）」を策定し、今年５月に閣議決定された。
- 現在、両省は、税制改正大綱の策定等に向けて、新たな制度の骨格作りや生産緑地制度等の既存の税制度の改正に向けた検討をすすめており、「基本計画」に掲げられた市街化区域農地の保有コスト（固定資産税・都市計画税）の低減、相続税納税猶予制度が適用されている生産緑地等における貸借が実現されるかが焦点となっている。

【都市農業振興基本計画 抜粋 ※下線部は加工】

第２ 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

４ 税制上の措置

上述した貸借を通じた担い手の確保の仕組みおよび土地利用計画制度の構築に併せて、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、税制措置が適切に講じられることが重要である。

その際、税の公平性を維持する観点からは、相応の政策的意義や公益性を有すること、土地利用規制とのバランス等を考慮する必要がある。

これらを踏まえ、都市農業振興上の位置付けが与えられた市街化区域内農地（生産緑地を除く。）について、一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なものに限り、その保有に係る税負担の在り方を検討する。

また、安定的かつ確実に都市農業を継続するためには、多様な担い手による都市農業の振興とその多様な機能の発揮に資する農地の貸借を推進する必要があることから、都市農業振興上の位置付けが与えられた生産緑地等について、貸借されているもの（市民農園利用を含む。）に係る相続税納税猶予の在り方を検討する。

２．ＪＡグループの取組みについて

- ＪＡグループは、５月に「都市農業振興に向けたＪＡグループの基本的考え方（案）」を策定し、組織討議を行った。
- 「都市農業振興に向けたＪＡグループの基本的考え方」は組織討議の結果を経て、８月１０日の全中理事会において決定された。ＪＡが優先すべき取組みとされたものは以下の通り。
（「都市農業振興に向けたＪＡグループの基本的考え方」は別紙１、別紙２の通り）

【優先すべき取組み】

- | |
|--|
| <p>①農業者の育成、所得向上および営農支援
⇒直売所の振興や生協・地元小売業との連携等販売力強化、農作業受託等営農支援、
営農指導員資質向上、農業者のネットワーク化、農業体験農園普及支援等</p> <p>②農地の保全に向けた都市農業関連諸制度の周知と活用
⇒相続発生に備えた相談活動と事前対策を通じた都市農業関連諸制度活用促進等</p> <p>③都市農業の多様な機能発揮による農業・JAに対する理解の促進
⇒防災協力や農福連携、食農教育、体験型農園の普及等とメディアへのPR</p> <p>④国・地方公共団体等に対する働きかけ
⇒都市農業振興という共通目標に向け、地公体や地元議員等に対する政策提言</p> |
|--|

- なお、組織討議における全国からの意見を踏まえ、地域実態を考慮すべき点や、都市農業の多様な機能をPRする必要性等が反映されている。
- また、全国から要望が多く寄せられた税制については、主に以下の通り、国へ働きかけを行うこととされている。

【税制に関する国への働きかけ】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生産緑地制度に比べ、短期間の土地利用制限で固定資産税の負担を軽減できる新たな仕組みを作るよう求める。・相続税納税猶予が適用された農地を貸借しても、適用が打ち切られないよう要請する。・生産緑地制度については土地利用制限の期間を見直すよう訴える。 |
|--|

3. 今後の取組み

- 今後、全中は、「基本計画」と「都市農業振興に向けたJAグループの基本的考え方」を踏まえ、以下の2点について重点的に取組むこととし、年末の税制改正への反映をめざしていく。

【重点的に取り組む事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①政府・与党・自治体等に対して行う各種の「政策提案」②都市農業の振興に向けた「JA自らの都市農業振興対策」 |
|--|

都市農業振興に向けたJAグループの基本的考え方

別紙 1

都市農業の目指す姿の実現に向けたJAの取組み

《総論》

- 市街化区域の農地を管内に一定有する都市部のJAは、都市農業振興基本法の成立や農協改革をふまえ、「農業・協同組合」として、農業所得向上をはじめとした農家組合員の声に対してこれまで以上に真摯に向き合うことが求められている。
- さらに、都市部を有するJAの特徴は、管内に多くの消費者・地域住民がいることである。日本に農業とそれを支えるJAが必要という国民理解を得るために、都市農業が果たしうる役割は大きい。
- JAは、農家組合員とともに地域の実情をふまえた都市農業の振興およびそのPRを通じて地域住民と農業の駆け橋となり、農業・JAに対する理解をすすめる。JAの役員は、部署に関わらずそうした意識を持ち、各々の事業のすすめ方を振り返り、改善する必要がある。
- 今回、「都市農業振興に関するJAグループの基本的考え方」を整理するにあたり、大会決議の実践に向けて、都市部を有するJAにおいて重要かつ優先すべきと想定される取組みについて、次のとおり整理した。
- JAは、都市農業の振興に向けて、それぞれの地域の農業をとりまく現状と課題、現時点でのJAの取組み等をふまえ、必要な対応を行う。

《重要かつ優先すべき取組み》

- (1) 農業者の育成、所得向上および営農支援
⇒ 直売所の振興や生協・地元小売業との連携等取次力強化、農作業受託等営農支援、営農指導員の資質向上、農業者のネットワーク化、農業体験農園の普及支援等
- (2) 農地の保全に向けた都市農業関連諸制度の周知と活用
⇒ 相続発生に備えた相談活動と事前対策を通じて、都市農業関連諸制度の活用促進等
- (3) 都市農業の多様な機能発揮による農業・JAに対する理解の促進
⇒ 防災協力や農福連携、食農教育、利用しやすい体験型農園の普及等とメディアへのPR
- (4) 国・地方公共団体等に対する働きかけ
⇒ 都市農業の振興という共通の目標に向けて、地方公共団体や地方議会議員、地元選出国会議員等に対して必要な施策を政策提言

JAと国・地方公共団体は、相互に連携が必要

国・地方公共団体に求める事項

- 《国》
- (1) 農地の保有コスト(固定資産税・都市計画税)の低減
 - ① 農地保有コストの低減につながる新たな都市農業振興制度の創設
 - ② 市街化区域農地と小規模宅地の税負担の不均衡を見直すこと
 - (2) 生産緑地制度の改善
 - ① 土地利用制限の期間の見直し
 - ② 面積要件の緩和および道連れ解除の解消
 - (3) 相続税納税猶予制度の改善
 - ① 制度適用農地の貸借の容認
 - ② 制度適用対象の拡大
 - ③ 物納の制度改善と農地としての活用
 - (4) 関係予算の確保
- 《地方公共団体》
- (1) 地方計画の策定も見据えた都市農業振興の検討
 - (2) 生産緑地制度について
 - ① 地方圏の市街化区域農地における生産緑地制度導入の推進
 - ② 生産緑地制度の追加指定・再指定の推進

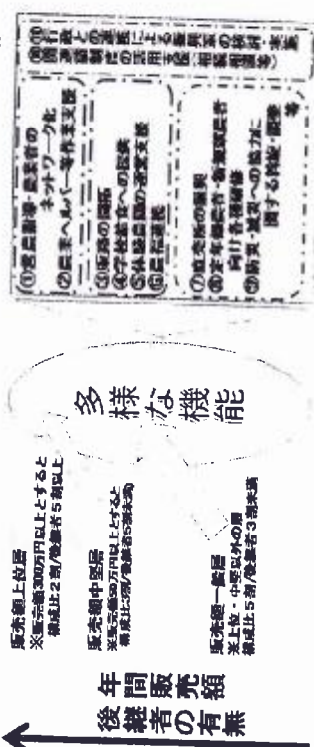
- 人口減少・成熟社会を迎える社会のあり方が大転換する中で、農業者・JAの地道な取組みもあり、都市住民が享受する都市農業の多様な機能を評価する声が高まった。
- 27年4月4日に「都市農業振興基本法」が、翌28年5月には、具体的な都市農業振興の方針を定めた「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農業の位置付けは大きく転換。
- 都市農業振興基本計画の策定を契機、都市農業の振興・農地保全を回す絶好の機会。JAも、市街化区域に農地を一定有するJAの共通の問題として、都市農業を捉えなおすことが必要。
- 都市農業振興は、国民の農業理解や社会問題の解決、新たなビジネスモデルの創出にもつながりうる重要な取組み。
- 農業者を中心に、国・地方公共団体やJA等の関係者は、地域農業全体の振興の中で、都市農業振興およびそのPRに取り組むことが必要。

都市農業の現状と課題	
人	・農業者は高齢化(三大都市圏は、70歳以上が約5割) ・後継者は不足(後継者があるいはその予定者がいる農家は約4割) ・周辺住民の理解が不足し、利害調整が困難な状況が顕著
土地	・市街化区域農地は大幅に減少(昭和49年約27万ha⇒平成25年約7.7万ha) ・比較的小規模な農地で効率的な営農を実現(平均面積は全国平均の約6割も、売上の高い農家の比率は全国平均より高い) ・消費地・消費地が近いことから、コストや鮮度面で有利
政策	・宅地並の重い税負担(営農意欲の減退、農地の減少の要因に)、本格的な農業振興施策の対象外等の課題があるも、「基本計画」にて改善が明記 ・地域住民を対象とした新たなビジネスモデルの展開が比較容易

都市農業の目指す姿

- 都市農業は、都市農業を営む農業者が安心してやりがいを持って農業経営に取り組む、都市農業・農地の持つ多様な機能が発揮され、将来に引き継がれる姿を目指す。
- JA等の関係団体は、農業者をサポートして農業振興と農地の保全・有効活用をすすめるとともに、都市住民が農とふれあい、体験を重ね、農ある暮らしを身近で気軽に楽しむ社会の実現に向けて、支援や情報発信を行う。
- 結果として、都市住民の農業理解と満足がすすみ、それらが都市農家の経営や営農環境の改善をもたらそう、日本農業全体の理解に結びつくよう取組む。

販売額別の農業者



都市農業の多様な機能

都市農業振興に向けた J Aグループの基本的考え方

平成28年8月
全国農業協同組合中央会

1. はじめに～都市農業の大転換を迎えて～

- 都市農業は、急激な人口増大と都市への人口流入がすすんだ高度経済成長期以降、宅地化を前提とした厳しい状況に置かれた。都市農地は、激しい開発圧力や住宅地への隣接による営農環境悪化等にさらされ、激減した。
- しかし、都市の農業者・JAは、そうした厳しい環境下においても創意工夫を重ねて直売や農業体験農園のような都市部の特徴を生かした新たなモデルを生み出していった。また、食農教育や学校給食への食材提供等の地道な取組みを続けた。
- 近年、人口減少・成熟社会を迎え社会のあり方が大転換を迎えた。そうした中、宅地化の圧力は大きく減退し、また都市住民が享受している都市農業の多様な機能を評価し、農のある暮らしを求める声が高まった。そうした声をふまえ、27年4月に「都市農業振興基本法」が、翌28年5月には、具体的な都市農業振興の方向性を定めた「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農業の位置付けは大きく転換した。
- 今こそ、都市農業者や関係団体の意欲を高め、都市農業の振興・農地保全を図る絶好の機会である。国は、従来の考え方を改め、都市農業振興に資する制度を創設する必要がある。またJAも、市街化区域に農地を一定有するJAの共通の問題として、都市農業を捉えなおすことが必要である。
- さらに、都市農業は、国民の日本農業への理解を促すPR拠点として「基本計画」に位置付けられた。農業・農村を知らない国民が増える中、都市農業の振興は、8800万人の都市住民が農業を見て・触れて・体感する機会ともなる。
都市農業の振興は、世界人口が増大する中、グローバル化がすすむ日本にとって、食料自給率の向上や食料安保の観点からも、国民の農業理解につながりうる重要な取組みといえる。
- さらに、都市農業の振興が生み出す多様な機能は、医療費の増大や生きがい・コミュニティの喪失など日本社会が抱える様々な問題の解決や、農あるライフスタイルの提供など、新たなビジネスモデルともなりうる。
- 農業者を中心に、国・地方公共団体やJA等の関係者は、地域農業全体の振興の中で、都市農業振興およびそのPRに取り組む必要がある。都市農業の現状と課題、目指す姿をふまえ、JAとして重要かつ優先的に取り組む事項および国・地方公共団体に対する要望事項を整理した。

2. 都市農業の目指す姿と現状

(1) 都市農業の現状と課題

- 都市農業は、以下のような特徴を持つ。様々な課題を抱える一方で、都市近郊ならではの特徴を活かすことで収益性の高い農業経営も可能となり、また多様な機能の発揮にもつながる。

項目	現状と課題
人	・ 農業者は高齢化（三大都市圏は、70歳以上が約5割） ・ 後継者は不足（後継者あるいはその予定者がいる農家は約4割） ・ 周辺住民の理解がないと軋轢により営農意欲低下。理解があるとやりがいとなる。
土地	・ 市街化区域農地は、大幅に減少（昭和49年約27万ha⇒平成25年約7.7万ha） ・ 比較的小規模な農地で効率的な営農を実現（平均面積は全国平均の約6割も、売上の高い農家の比率は全国平均より高い） ・ 消費地・消費者に近いことから、コストや鮮度面で有利
政策	・ 宅地並の重い税負担（営農意欲の減退、農地の減少の要因に）本格的な農業振興施策の対象外等の課題があるも、「基本計画」にて改善が明記 ・ 地域住民を対象とした新たなビジネスモデルの展開が比較的容易。

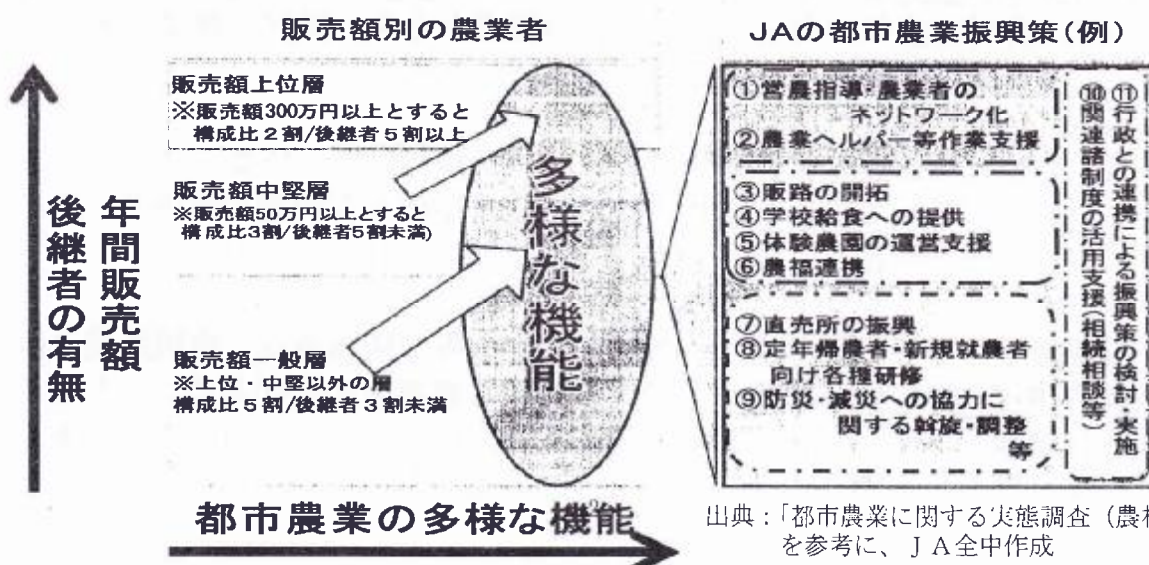
(2) 都市農業の目指す姿

- 都市農業は、都市農業を営む農業者が安心してやりがいを持って農業経営に取組み、都市農業・農地の持つ多様な機能が発揮され、将来に引き継がれる姿を目指す。

J A等の関係団体は、農業者をサポートして農業振興と農地の保全・有効活用をすすめるとともに、都市住民が農とふれあい、体験を重ね、農あるくらしを身近で気軽に楽しむ社会の実現に向けて、支援や情報発信を行う。

結果として、都市住民の農業理解と満足がすすみ、それらが都市農家の経営や営農環境の改善はもちろん、日本農業全体の理解に結び付くよう取組む。

《都市農業振興に向けた都市農業の目指す姿とJ Aの支援例》



3. 都市農業の目指す姿の実現に向けたＪＡの取り組み

- 平成２７年１０月に開催された第２７回ＪＡ全国大会においては、「Ⅰ１．（４）都市農業の振興にかかる取り組み」として、直売所や学校給食への対応や防災への協力、市民農園・体験農園等の開設・管理支援等により、地域住民が都市農業に触れる機会を提供し、農業への理解をはかることを決議した。
- 市街化区域の農地を管内に一定有する都市部のＪＡは、この大会決議や都市農業振興基本法の成立、農協改革をふまえ、「農業」協同組合として、農業所得向上をはじめとした農家組合員の声に対して、これまで以上に真摯に向き合うことが求められている。
- さらに、都市部を有するＪＡの特徴は、管内に多くの消費者・地域住民がいることである。日本に農業とそれを支えるＪＡが必要という国民理解を得るために、都市農業の果たしうる役割は大きい。
- ＪＡは、農家組合員とともに地域の実情をふまえた¹都市農業の振興およびそのＰＲを通じて地域住民と農業の懸け橋となり、農業・ＪＡに対する理解をすすめる。ＪＡの役職員は、部署に関わらずそうした意識を持ち、例えば支店の窓口で直売所や市民農園の案内を行う等、各々の事業のすすめ方を振り返り改善する必要がある。
- ＪＡ全中は、第２７回ＪＡ全国大会決議等をふまえ、平成２７年１２月に市民農園等研究会を設置・研究を開始したほか、平成２８年２月に「常勤役員・管理職研修会」を開催し、都市農業振興の機運醸成を図った。また、国の「都市農業振興基本計画」へのＪＡの考え方の反映をはかってきた。
- 今回、「都市農業振興に関するＪＡグループの基本的考え方」を整理するにあたり、大会決議の実践に向けて、都市部を有するＪＡにおいて重要かつ優先すべきと想定される取り組みについて、次のとおり整理した。
- ＪＡは、都市農業の振興に向けて、それぞれの地域の農業をとりまく現状と課題、現時点での自ＪＡの取り組み等をふまえ、必要な対応を行う。

¹都市農業の振興とは、以下の６つの機能発揮を促す取り組みのことを指す。

①新鮮な農産物の安定供給機能（基本かつ最も重要な機能）、②防災機能、③良好な景観形成機能、④国土・環境保全機能、⑤農作業体験・学習・交流の場を提供する機能⑥農業への理解醸成機能

(1) 農業者の育成、所得向上および営農支援

- J Aは、農業者の農業所得および営農意欲の向上に向けて、直売所の振興や生協、地元小売業との連携等、販売チャネルの多角化・開拓等により販売面を更に強化する。また、農作業の受託や斡旋等の営農支援に取り組むほか、優れた農業経営モデルの1つである「農業体験農園」について、関係団体と連携して普及に努める。
- さらに、J Aは、農業者の育成に向けた各種研修や営農指導員の育成に向けた人事ローテーションの見直しおよび資質の向上策の検討、農業者同士の交流に資するネットワークの構築等に努める。

(2) 農地の保全に向けた都市農業関連諸制度の周知と活用

- 市街化区域農地の保全にあたっては、生産緑地制度や相続税納税猶予制度などの都市農業関連諸制度の活用が不可欠である。J Aは、更なる活用に向けた周知とともに都市農業者が安心して制度を活用できるよう、相続発生に備えた相談活動とそれをふまえた事前対策に取り組む。必要に応じて、農業委員会組織が行う相談窓口とも連携をはかるよう努める。

(3) 都市農業の多様な機能発揮による農業・J Aに対する理解の促進

- 住居に近接して営む都市農業は、土埃や作業音等で地域住民との軋轢を生みやすく、営農環境の悪化や農業者の意欲低下を招くこともある。そのため、防災への協力や農福連携、食農教育等、都市農業の多様な機能発揮につながる取組みの実践とPRを通じて、地域住民等の都市農業への理解を得ることが重要である。
- J Aは、農業者の取組みを支援するとともに、必要に応じてJ A自らが地方公共団体や生協等の関係者の参画を得つつ取り組む。特に、農園事業については、食農教育や組織基盤対策等の観点からも効果が高いことから、より利用しやすく満足度の高い体験型の農園の普及に努める
- こうした都市農業振興に関する取組みは、メディアに対して適宜情報発信を行うことで、都市農業の重要性やそれを支えるJ Aの取組みを発信する。

(4) 国・地方公共団体等に対する働きかけ

- 都市農業の振興は、国や地方公共団体と連携して取り組むことが極めて重要である。J Aは、都市農業振興という共通の目標に向けて、互いの立場を尊重しつつ、地方公共団体や地方議会議員、地元選出国會議員等に対しても政策提言を行う。

4. 国に求める事項

(1) 農地の保有コスト（固定資産税・都市計画税）の低減

①農地保有コストの低減につながる新たな都市農業振興制度の創設

- 都市農業の安定的かつ確実な継続に向けては、高齢化がすすむ農業者の営農意欲の喚起や後継者が就農することへのハードルを下げるため、長期営農継続農地制度のように、比較的短期間の土地利用制限で農地の保有コストを低減する制度が必要である。
- 営農継続の意思がある農業者を支援することを目的に、都市農業の多様な機能に着目した都市農地の保有コストを軽減する制度の創設が必要である。

②市街化区域農地と小規模宅地の税負担の不均衡を見直すこと

- 市街化区域農地は、宅地並課税として、ほとんどの農地で宅地と同様の課税がなされている。一方で、今や相当程度を占める 200 m²以下の宅地（小規模宅地）は、通常の宅地の半分の税負担とされており、市街化区域農地の税の負担感は増している。²
- 人口減少がすすむ中、中長期的には、老朽化した建物等は農地として活用することも必要となるが、空家の撤去が中々すすまないように、この点が阻害要因となると想定される。既存の市街化区域農地の保全に加え、「基本計画」で検討が明記された老朽化した建物敷地等の農地としての復旧・活用を阻害しないよう、こうした税負担の不均衡を見直すことが必要である。

(2) 生産緑地制度の改善

①土地利用制限の期間見直し

- 都市農地の保全に向けて、生産緑地制度は、地方圏での導入や追加指定等更なる活用促進に取り組む必要がある。高齢化がすすむ現場実態をふまえ、新たに活用しやすいよう、土地利用制限の期間を見直す必要がある。

②面積要件の緩和および道連れ解除の解消

- 多くの農業者は小規模な農地も保有しているため、より多くの市街化区域農地が指定対象となるよう、面積要件を見直すとともに、意欲のある農家の営農継続を担保するためにも、いわゆる「道連れ解除」を解消することが必要である。

² 宅地には、住宅用地特例が適用され、固定資産税の評価額が 1/3 となる特例があり、市街化区域農地も同様の特例である。一方、宅地については、住宅 1 戸につき 200m²以下の部分は、小規模住宅用地として評価額が 1/6 となる特例を受けている。市街化区域農地は、200 m²以下の部分も 1/3 であり、実質的に宅地以上の税負担となっている。

（３）相続税納税猶予制度の改善

①制度適用農地の貸借の容認

- 都市農業の安定的な継続と振興のためには、農業者が安心して相続税納税猶予制度を適用する観点からも、また、規模拡大や市民農園等の更なる普及の観点からも、現行の相続税納税猶予制度の堅持を前提として、営農困難時の柔軟な対応や納税猶予適用農地の貸借を通じた農地の有効活用が求められる。
- したがって、実質上転用が大きく制限されている相続税納税猶予制度適用農地について、営農困難時貸付の規制緩和や貸借を行った場合にも納税猶予が継続されるよう、改正を行う必要がある。
また、同制度の活用をすすめるためには、農地の借り手に一定の配慮をしつつも、農地の出し手が安心して農地を貸し出せるような制度設計や制度運用上の工夫が必要である。

②制度適用対象の拡大

- 農機具倉庫等の施設用地や平地林については、制度の適用対象となる“農地等”に含まれていないため、高額の相続税負担が経営継承の障害となり、農地の減少を加速させる要因となっている。
- このため、農業生産・経営と一体となっているこれらの施設の用に供される土地についても、相続税等納税猶予制度の対象とする必要がある。

③物納の制度改善と農地としての活用

- 都市農地の保全に向けて、相続税の支払いにおいて、所得税との二重課税でより多くの農地売却につながらないよう、物納による対応を容易とする制度改善を行う必要がある。
- また、地方公共団体により都市農業振興を図ることとされたエリアの物納された市街化区域農地は、農業者等に賃貸して農地として活用できるようにする必要がある。

（４）関係予算の確保

- 市街化区域においても農業振興施策を本格展開する上では、農業に関する国民理解の促進や都市農業の多様な機能の発揮の観点から、地域の実情に合わせて活用できる予算措置を行うことが必要。

5. 地方公共団体に求める事項

- J Aは、地域の実情をふまえ、必要に応じて、地方公共団体に対して「基本計画」をふまえ市街化区域も農業振興の対象としてとらえるよう働きかけを行う。

また、以下の地方公共団体の権限で判断が可能な点については、地方公共団体と早急に協議を開始する必要がある。

(1) 地方計画の策定も見据えた都市農業振興の検討

- 「基本法」は、都市農業の振興を図る上で、都道府県及び市町村に都市農業の振興に関する「地方計画」を定めるよう努めるとしている。
- 都道府県及び市町村は、都市農業の振興に取り組む農業者や関係団体を支援する施策を検討することが必要である。まずは、J Aをはじめとした関係団体と協議を行い、「地方計画」の策定も見据えつつ、都市農業振興に向けた検討を開始することが必要である。
- なお、計画の策定にあたっては、農業者・農業団体や地域住民の意向調査などの実施も検討することが望ましい。

(2) 生産緑地制度について

①地方圏の市街化区域農地における生産緑地制度導入の推進

- 生産緑地制度は、市町村の判断で導入が可能であるが、大多数の市町村では生産緑地制度が導入されておらず、営農継続の意思がある場合でも固定資産税の負担軽減を受けることができない。
導入が進まない要因の1つに、市町村の基幹税である固定資産税の税収減につながる事が挙げられるが、減収分の概ね75%が地方交付税交付金として補てんされることとなることは、あまり知られていない。
- 国は、都市計画運用指針や都市農業振興基本計画において、既に地方圏における生産緑地制度の導入の推進を明記しており、早急に導入に向けて検討を開始する必要がある。

②生産緑地制度の追加指定・再指定の推進

- 市街化区域農地を「あるべきもの」へと大きく転換する中で、農地を駐車場や宅地に転用した後に、再度客土等して農地へ復帰させた場合の生産緑地指定（追加指定）や、買取申し出を行い宅地化農地として使用した農地を再度生産緑地指定すること（再指定）を認める必要がある。

農政をめぐる情勢

平成28年8月25日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉